

企画競争に関する公告

国立大学法人熊本大学において、次のとおり企画競争について公募します。

令和3年10月20日

国立大学法人熊本大学
病院長 馬場 秀夫

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名 熊本大学病院 ESCO 事業

(2) 事業の趣旨

本学ではより一層の省エネルギーの推進及び環境負荷の低減、並びに光熱水費の効果的な削減を図るため、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用する ESCO (Energy Service Company) 事業を導入し、省エネルギー改修において優れたノウハウを有する事業者の提案により、当該施設における省エネルギー改修を実施するものである。

(3) 事業の内容等

① 提供するサービス

事業者は、本学と締結する契約をもとに、設計・施工した省エネルギー改修設備等(以下「ESCO 設備」という。)により、ESCO 契約期間内において、ESCO 設備の維持管理、光熱水費削減額の保証、省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む包括的サービスを本学に提供する。

② 維持管理

事業者は、ESCO 契約期間内、自らの責任で ESCO 設備の維持管理を行う。

③ 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、本学の利益及び省エネルギー効果を保証する。

④ 契約終了後の ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 契約期間終了 1 年前に ESCO 設備の劣化診断を行い、その状況を本学に報告する。また、ESCO 契約期間終了後、事業者が設置した ESCO 設備は、所有権を現状有姿にて本学に所有権移転(無償譲渡)するものとし、条件等については、本学と協議の上決定する。

⑤ 改修内容

本学が指定する設備等の改修を行う。本学が指定する設備等の改修は、次に示す機器等の更新・増設及び増設に係る改修(周辺関連機器、制御、配管及び配線等)とする。また、指定する設備等以外の省エネルギー改修設備等の導入についても提案を受け付ける。なお、提案に独自性、先進性、特殊なノウハウや建物用途の特性等への配慮が含まれること。ただし、法定耐用年数に達していない設備等の廃棄の提案は不可とする。

(ア) 病院設備管理棟

- ・中央監視装置(一式)
- ・炉筒煙管ボイラー10t×3 基

(イ) 病院西病棟

- ・吸収式冷凍機 350 冷凍トン×1 基
- ・同冷却塔(1 基)
- ・冷却水ポンプ(1 台)、冷水ポンプ(1 台)

(ウ) 病院西病棟

- ・照明器具(一式)
- ・照明制御盤(一式)

(エ) 病院中央診療棟

- ・吸収式冷凍機 350 冷凍トン×1 基
- ・同冷却塔(1 基)
- ・冷却水ポンプ(1 台)、冷水ポンプ(1 台)
- ・ブライントーボ冷凍機 240 冷凍トン×1 基

- ・同冷却塔(1基)
 - ・熱交換器(放熱用)140 冷凍トン(1台)
 - ・熱交換器(追掛用)160 冷凍トン(1台)
 - ・氷蓄熱ユニット 267 冷凍トン(6台)
 - ・冷却水ポンプ(1台)、ブラインポンプ(2台)、冷水ポンプ(2台)
 - ・空冷ヒートポンプチラー96 冷凍トン(2台)
 - ・冷温水ポンプ(2台)
- (オ) 病院中央診療棟
- ・照明器具(一式)

(4)事業場所の概要

国立大学法人熊本大学病院敷地内(詳細は事業実施建物配置図のとおり)

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- ① 応募者は、参加表明時の提出書類に示される提出書類により、本 ESCO 事業提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、ESCO 設備によるエネルギー等の削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- ③ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー等の削減量及び削減額を計測・検証することができる者であること。
- ④ 事業役割を担う応募者は、令和1年・令和2年・令和3年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)において全国または九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」等級以上に格付けされていること。
 なお、事業役割を担う企業が複数である場合は、少なくとも1社が本要件を満たしていること。
- ⑤ 事業役割を担う応募者又はその構成員は、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。
- ⑥ 設計役割を担う応募者又はその構成員は、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第2項に規定する建築設備の大規模な修繕若しくは模様替に該当しない建築物の改修に係る設計・監理業務を行うため、建築設備士、設備設計一級建築士または、技術士(機械、電気・電子)のいずれかの資格者またはこれらと同等以上の資格者が所属する者であること。
- ⑦ ESCO 契約に至った場合は、緊急時の対応方法を提案すること。なお、応募時において、事業役割を担う応募者が事業運営・維持管理を円滑に行うための営業拠点を熊本市に有することを必須条件としない。
- ⑧ 建設役割を担う応募者またはその構成員は、省エネルギー改修工事を行わなければならないため、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- ⑨ 建設役割を担う応募者またはその構成員は、文部科学省における令和3年・4年度の電気工事又は管工事に係る「A」等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。なお、建設役割を担う構成員は、工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者資格証の交付を受けている者を専任で配置すること。また、建設役割を担う企業が複数である場合は、少なくとも1社が本要件を満たしていること。
- ⑩ 既存設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した応募者であっても、本学 ESCO 事業における各役割を担う応募者又は構成員として参加することを妨げない。
- ⑪ 事業役割を担う応募者が特定子会社を設立する場合は、事業役割を担う応募者(事業役割を担う応募者が複数の場合は、その全て。)が、当該特定子会社に対し、本学 ESCO 事業に関する履行保証を行うこと。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又はその構成員となることができない。

- ① 本募集要項の公告(以下「公告」という。)の日から ESCO 提案書提出日までの期間に、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けている者
- ② 国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第 8 条及び第 9 条の規定に該当する者
- ③ 公告の日から ESCO 提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている者または更生開始の申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者または更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑥ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用している者

3 参加表明書の提出

提出期限 令和 3 年 11 月 10 日(水) 17 時 00 分

提出場所 下記 9 に示す場所

4 ESCO 提案書の作成

提案書の作成に必要な提案募集要項等は以下よりダウンロードすること。

書類の送付を希望する場合は、下記 9 の担当まで連絡すること。

- 1 提案募集要項(PDF 595KB)
- 2 予想されるリスクと責任分担(PDF 156KB)
- 3 提案提出様式集(Word 186KB)
- 4 ESCO 提案評価項目審査表(PDF 60KB)

5 ESCO 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

提出期限までに、9 部を郵送(信書便)又は持参すること。

(2) 提出期限等

提出期限 令和 3 年 12 月 21 日(火) 17 時 00 分

提出先 下記 9 に示す場所

6 ESCO 提案書に関するプレゼンテーションの開催日時及び開催場所

開催日時 令和 3 年 12 月 27 日(月)

開催時間及び開催場所は、事業提案書の提出者毎に別途指示する。

7 選定方法等

別に定めた提案募集要項及び提案審査要項等に基づき、熊本大学病院 ESCO 事業企画競争選定委員会において行う。

8 その他

その他必要事項については、提案募集要項によるものとする。

9 担当部局

〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号

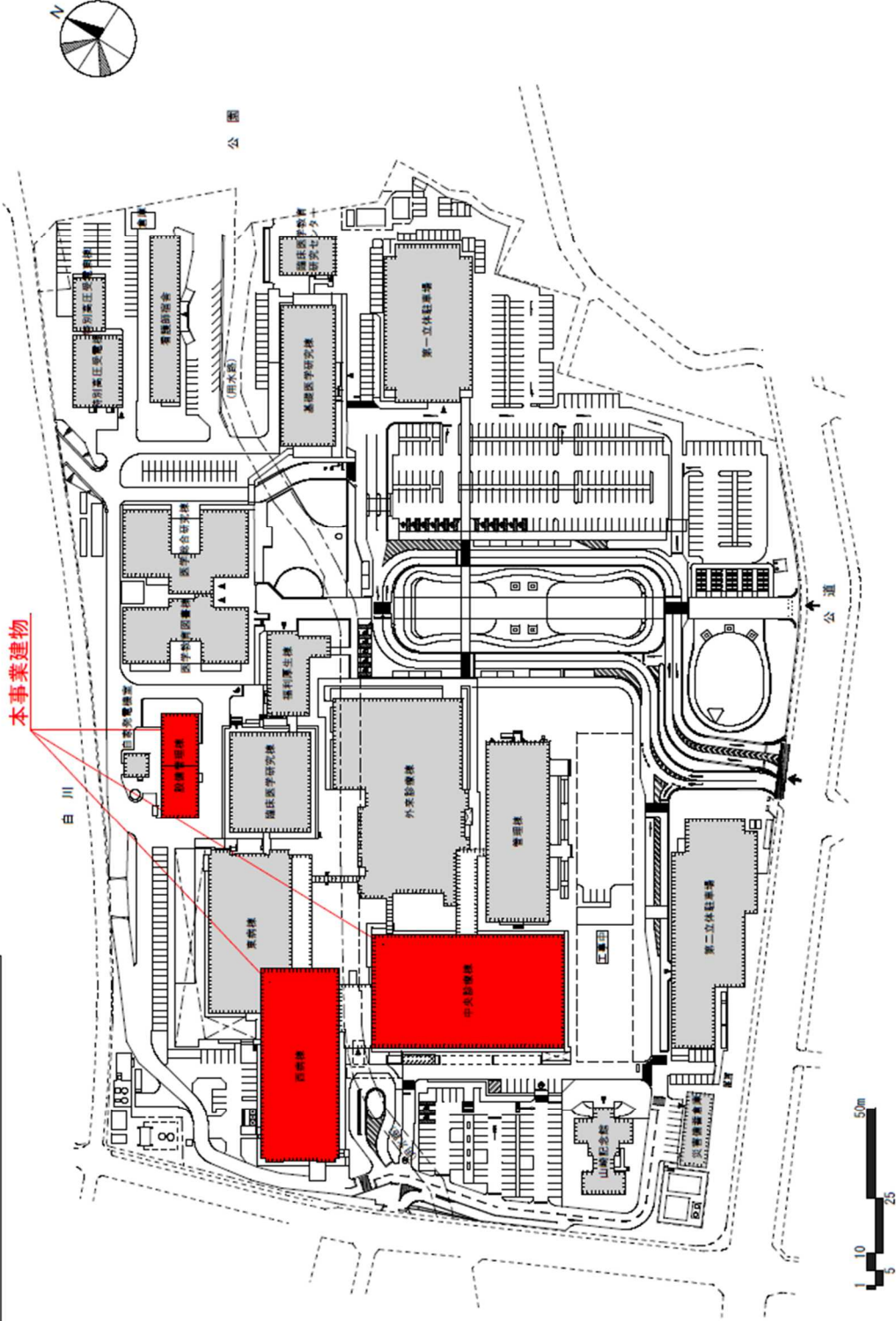
国立大学法人熊本大学病院事務部経理課病院施設管理室機械設備担当

電話番号:096-373-5944 FAX:096-373-5955

メールアドレス:iyc-kikai@jimu.kumamoto-u.ac.jp

以上。

熊本大学病院 ESCO 事業



本事業建物



事業実施建物配置図 S=1/2,000